

共済証紙の掛金日額の変更 及び 手帳更新時の注意点について

令和3年10月1日から共済証紙の掛金日額が
310円から320円に変更となりました。

令和3年9月30日までは310円証紙を貼付し、
10月1日以降の就労分は320円証紙で貼付してください。

証紙の切替時の注意点について

1. 令和3年9月30日までの就労分の310円証紙を貼り終えても、まだ証紙貼付満了（掛金助成は200日／通常手帳は250日）とならない（1日券又は10日券のいずれかの証紙を貼付する欄が残っている）場合
⇒ 引き続き令和3年10月以降の就労分を320円証紙で貼付してください。その後、貼付満了となった（もしくは次回更新時期に到達した）時点で更新してください。

手帳更新時の注意点について

1. 直近までの就労分の証紙を貼付のうえ、手帳更新をしてください。
※手帳更新が遅れている場合には、手帳内の証紙貼付満了日から直近までの証紙を別紙（証紙貼付用紙）に貼付のうえ、ご提出ください。

※令和3年10月以降に更新した手帳には
310円証紙を貼付することが出来ませんので、ご注意ください。

証紙の貼付について～改めてご確認ください～

1. 公共工事・民間工事を問わず、労働日数に応じて証紙を貼付してください。
2. 手帳に証紙を貼付したら、必ず消印をしてください。
3. 証紙貼付が満了になったら、すみやかに手帳更新を申請してください。
4. 原則、交付日以降の就労分の証紙を貼付してください。

※交付日より大幅に遡って証紙が貼付されているために、手帳の更新が出来ないケースが発生しています。